

令和 5 年

綾瀬市議会 1 2 月定例会追加議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
1 9 2	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
1 9 3	綾瀬市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例	9
1 9 4	綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1 0
1 9 5	綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	1 1
1 9 6	令和 5 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 5 号）	別 冊

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年綾瀬町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 7 0」に改める。

第 1 7 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7 . 5」を「1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再	1	162,100	208,000	246,400	255,600	269,900	287,500	325,500	369,500
任用	2	163,200	209,700	248,000	257,500	272,000	289,700	328,000	371,900
短時	3	164,400	211,400	249,500	259,400	274,100	291,900	330,500	374,300
間勤	4	165,500	212,900	250,900	261,300	276,300	294,100	333,000	376,700
務職	5	166,600	214,400	252,000	263,200	278,400	296,300	335,500	379,100
員以	6	167,700	216,200	253,400	265,200	280,600	298,500	338,000	381,500
外の	7	168,800	217,900	254,900	267,200	282,600	300,700	340,500	383,900
職員	8	169,900	219,600	256,200	269,200	284,700	302,900	343,000	386,300
	9	170,900	221,100	257,500	271,600	286,700	305,100	345,500	388,700
	10	172,300	222,600	258,700	273,200	288,800	307,300	348,000	391,100
	11	173,600	224,100	259,900	274,700	290,900	309,500	350,500	393,500
	12	174,900	225,600	261,100	276,300	293,000	311,700	353,000	395,900
	13	176,100	226,800	262,300	277,800	295,400	314,000	355,500	398,300
	14	177,600	228,200	263,600	279,500	297,500	316,200	358,000	400,700
	15	179,100	229,600	264,900	281,300	299,500	318,400	360,500	403,100
	16	180,700	231,000	266,200	283,100	301,400	320,700	363,000	405,500
	17	181,800	232,400	267,600	284,800	303,200	323,100	365,500	407,900
	18	183,200	234,000	269,100	286,700	305,000	325,300	368,100	410,300
	19	184,600	235,500	270,700	288,500	306,600	327,500	370,500	412,700
	20	186,000	236,900	272,200	290,300	308,200	329,500	372,900	415,200
	21	187,300	238,100	273,800	292,100	309,800	331,500	374,800	417,600
	22	189,600	239,700	275,500	293,700	312,000	333,500	377,300	419,500

23	191,800	241,200	277,100	295,100	314,200	335,400	379,600	421,600
24	194,000	242,600	278,700	296,500	316,200	337,300	382,100	423,700
25	196,200	243,600	280,300	298,000	318,200	339,200	384,500	425,900
26	197,900	245,100	281,800	300,000	320,200	341,200	387,100	427,800
27	199,400	246,400	283,300	302,000	322,100	343,200	389,700	429,900
28	200,900	247,600	284,800	303,800	324,000	345,200	392,300	432,000
29	202,400	248,700	285,900	305,500	325,900	347,000	394,600	433,900
30	203,800	249,700	287,500	307,400	327,900	349,000	396,900	435,600
31	205,200	250,600	289,000	309,300	329,800	350,900	399,100	437,400
32	206,600	251,500	290,500	311,100	331,700	352,800	401,400	439,300
33	208,000	252,400	291,900	312,800	333,400	354,500	403,200	441,200
34	209,300	253,300	293,500	314,800	335,400	356,500	405,100	443,000
35	210,600	254,100	295,100	316,800	337,400	358,300	407,000	444,800
36	211,900	254,900	296,700	318,700	339,300	360,200	408,800	446,600
37	213,200	255,600	298,200	320,400	340,700	362,100	410,600	448,300
38	214,400	256,700	299,800	322,400	342,600	364,000	412,400	450,100
39	215,600	257,900	301,300	324,400	344,500	365,900	414,200	451,600
40	216,700	259,000	302,800	326,400	346,400	367,800	416,000	453,000
41	217,800	260,200	304,400	327,600	348,000	369,700	417,600	454,500
42	218,900	261,400	306,000	329,600	349,900	371,600	419,100	455,900
43	219,900	262,500	307,600	331,500	351,700	373,500	420,600	457,200
44	220,900	263,600	309,100	333,500	353,500	375,400	422,100	458,500
45	221,800	264,700	310,000	335,400	355,300	376,900	423,600	459,700
46	222,700	265,800	311,500	337,300	357,100	378,700	424,900	460,700
47	223,600	266,900	313,000	339,200	358,800	380,500	426,200	461,400
48	224,500	267,900	314,600	341,100	360,500	382,100	427,400	462,200
49	225,400	268,900	316,200	342,900	361,900	383,800	428,600	462,900
50	226,300	269,900	317,800	344,800	363,200	385,200	429,900	463,600
51	227,200	270,900	319,300	346,600	364,500	386,600	431,200	464,400
52	228,100	271,800	320,800	348,400	365,900	388,000	432,400	465,100
53	228,900	272,700	322,200	349,900	367,000	389,400	433,600	465,700
54	229,800	273,600	323,400	351,300	367,900	390,600	434,400	466,200
55	230,700	274,500	324,500	352,700	368,900	391,800	435,200	466,800
56	231,500	275,400	325,600	354,200	370,000	392,800	436,000	467,400
57	231,800	276,300	326,300	355,700	370,800	393,900	436,600	468,000
58	232,600	277,200	327,200	356,500	371,700	395,100	437,300	468,500
59	233,300	278,100	328,000	357,500	372,600	396,200	438,000	469,000
60	233,900	279,000	328,800	358,500	373,400	397,300	438,700	469,400
61	234,500	280,000	329,600	359,400	374,200	398,000	439,500	469,700
62	235,200	281,000	330,000	360,500	375,000	398,700	440,300	470,000
63	235,800	281,900	330,600	361,400	375,800	399,400	440,700	
64	236,300	282,800	331,300	362,400	376,500	400,100	441,400	
65	236,800	283,300	332,100	363,300	377,200	400,700	441,900	
66	237,300	284,000	332,800	364,000	377,900	401,300	442,300	
67	237,800	284,700	333,500	364,700	378,600	401,800	442,700	
68	238,400	285,600	334,100	365,300	379,300	402,200	443,100	
69	238,900	286,600	334,600	365,700	379,800	402,600	443,500	
70	239,400	287,400	335,200	366,300	380,400	402,900	443,900	

71	239,900	288,200	335,700	367,000	381,000	403,200	444,300
72	240,400	289,000	336,300	367,700	381,700	403,500	444,600
73	240,900	289,700	336,600	368,000	382,100	403,800	444,900
74	241,400	290,200	337,100	368,700	382,800	404,100	445,300
75	241,800	290,600	337,500	369,400	383,400	404,400	445,600
76	242,300	291,000	337,900	370,000	384,000	404,700	445,900
77	242,800	291,200	338,300	370,300	384,400	405,000	446,200
78	243,300	291,500	338,800	370,900	385,000	405,300	
79	243,800	291,700	339,300	371,600	385,600	405,600	
80	244,300	292,000	339,800	372,200	386,200	405,900	
81	244,700	292,200	340,100	372,500	386,600	406,200	
82	245,200	292,400	340,500	373,100	387,100	406,500	
83	245,600	292,700	341,000	373,800	387,600	406,800	
84	246,000	292,900	341,400	374,400	388,200	407,100	
85	246,400	293,200	341,700	374,800	388,500	407,300	
86	246,800	293,500	342,100	375,300	388,900	407,600	
87	247,200	293,800	342,600	375,900	389,300	407,900	
88	247,600	294,100	343,000	376,400	389,700	408,100	
89	248,000	294,400	343,200	376,900	390,000	408,300	
90	248,500	294,800	343,600	377,500	390,300	408,600	
91	248,800	295,100	344,100	378,000	390,600	408,900	
92	249,100	295,500	344,500	378,300	390,800	409,100	
93	249,400	295,700	344,700	378,700	391,000	409,300	
94		295,900	345,100	379,200	391,300	409,600	
95		296,200	345,500	379,600	391,600	409,900	
96		296,600	345,800	380,000	391,800	410,100	
97		296,800	346,100	380,400	392,000	410,300	
98		297,100	346,500	380,900	392,300	410,600	
99		297,500	346,900	381,300	392,600	410,900	
100		297,900	347,300	381,700	392,800	411,100	
101		298,100	347,800	382,000	393,000	411,300	
102		298,400	348,200		393,300		
103		298,800	348,600		393,600		
104		299,100	349,000		393,800		
105		299,300	349,500		394,000		
106		299,600	349,900				
107		300,000	350,200				
108		300,300	350,500				
109		300,500	351,000				
110		300,900					
111		301,300					
112		301,600					
113		301,800					
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					

	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円 216,200	円 236,600	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 1級の33号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

第2条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和5年12月15日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

人事院勧告並びに国及び近隣市の職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 4 3 年綾瀬町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第 2 条 綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

人事院勧告及び近隣市の特別職の職員で常勤のものの給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和 4 3 年綾瀬町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 1 5」を「1 0 0 分の 2 2 5」に改める。

第 2 条 綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 2 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

人事院勧告及び近隣市の議員報酬等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 29 年綾瀬市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円

第 8 条第 2 項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第 2 条 綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 1 項の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、改正後の条例第 8 条第 2 項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、

改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和5年12月15日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

人事院勧告並びに国及び近隣市の一般職の任期付職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。